

[会員規程]

第1章 目的

(目的)

第1条 本規程は、当法人会員の資格及び入会希望者の取り扱いに関する事項を規定したものである。

第2章 会員の入会

(入会申込)

第2条 当法人に会員として入会を希望する者は、会員1人の推薦により所定の入会申込書を提出しなければならない。

(推薦者の資格)

第3条 前条の推薦者の資格は、次の各号のすべてをみたさなければならない。

- (1) 入会后満2年以上経過している者
- (2) 推薦をした者に対して入会后1カ年の義務履行の指導ができる者

(入会事務取扱)

第4条 入会に関する事務取扱は、理事がこれにあたり、推薦者及び入会希望者に面接するとともに入会資格を調査し、その結果を社員総会に報告する。

(入会の承認等)

第5条 入会の承認は会員としての適格性を勘案し、社員総会にて承認する。但し、会員としての適格性に問題があると認める場合は、議決権の2分の1以上の同意を得て、正会員としての入会を承認しないことができる。

- 2 正会員としての入会の諾否は、会長が推薦者を經由して通知する。

第3章 入会金及び会費

(入会金の納入)

第6条 入会を認められた者は、会計に提出しなければならない。

- 2 入会金の納入の期日は、入会日以後翌月末日とする。

(会費・入会金)

第7条 入会金並びに会費は、次の通りとする。

- (1) 入会金 金 10,000円
- (2) 会費(月額) 金 5,000円

第4章 会員の権利義務

(会員の権利)

第8条 会員は、定款に定めるもののほか、当法人の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

2 会員は、当法人の役員に選任される資格を有する。

(会員の義務)

第9条 会員は、定款に定めるもののほか、その他の規則を遵守し、当法人の目的達成に必要な義務を負う。

第5章 休会

(休会)

第10条 やむを得ぬ事由により、定款第28条に定める出席義務を長期間履行できない場合は、社員総会における3分の2以上の承認を得て休会することができる。

2 休会中の会費の5分の4はこれを免除する。

(休会期間)

第11条 前条の休会期間の限度は、1年間を原則とする。但し、社員総会における3分の2以上の承認を得てこれを延長することができる。

(出席免除)

第12条 休会を認められた会員は、出席義務が免除される。

(休会中の権利)

第13条 休会期間中の会員は、定款に定めるもののほか、定例会への参加や、当法人の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を享有する。

2 定例会、事業等に参加する場合はその実費を支払わなければならない。

第6章 会員資格の喪失

(会員資格の喪失)

第14条 当法人の会員資格の喪失は、定款第7条に定めるところによる。

(退会)

第15条 会員は退会しようとする時は、1か月以上前にその旨を書面をもって、会長に届け出て社員総会の承認を得なければならない。

(会費未納入者に対する督促)

第16条 会費を3ヶ月間納入しない会員に対して、会計は速やかに督促を行い、会長に報告する。

(無届欠席者に対する勧告)

第17条 当該年度内に例会及び委員会の無届欠席が当該年度内に3回に及んだ会員の所属する委員会の委員長は会員に対して出席勧告を行い、勧告後1ヶ月以内に適切なる善処の意思表示及び行為のない場合は、会長に報告する。

(退会勧告)

第18条 前2条による報告を受けた会長は、当該会員の過去の活動状況等を勘案し、社員総会の決議により退会を勧告することができる。

(除名)

第19条 定款第9条に該当する行為があった時は、幹事が実情を調査して社員総会に報告する。

2 当該年度内に例会の無届欠席が4回に及んだ会員は、定款第9条5号の該当者とする。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第20条 会員がその資格を喪失した時は、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。但し、不履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第7章 変更

(変更)

第21条 本規程の変更は、定款第15号第3項により、社員総会の議決を経なければならない。

附則

(施行期日)

第1条 本規程は、平成23年12月19日より施行する。

(経過措置)

第2条 本規程による変更は、変更前の規定により生じた効力を妨げない。

(細則)

第3条 本規程の施行に関して必要な細則は、社員総会の議決を経て定める。